

川越市告示第432号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項に規定する医師として、次の医師を指定したので、川越市身体障害者福祉法施行細則(昭和62年川越市規則第19号)第5条の規定により告示する。

令和8年6月8日

川越市長 森田初恵

医師の氏名	障害区分	診療科名	医療機関の名称	指定年月日
			医療機関の住所	
牧野 耕和	腎臓機能障害	腎臓内科・人工透析内科	医療法人社団誠弘会 池袋病院	令和8年5月20日
			川越市笠幡3724-6	
安藤 喬明	聴覚、平衡、音声・言語、そしゃく機能障害	耳鼻咽喉科	埼玉医科大学総合医療センター	令和8年5月20日
			川越市鴨田1981	
関本 巖雄	肢体不自由	整形外科	関本記念病院	令和8年5月20日
			川越市中台1-8-6	